



角田市地域おこし協力隊

「活動支援団体」

募集要領

# 角田市地域おこし協力隊「活動支援団体」募集要領

## 1. 趣旨

近年全国の自治体において、今後の人ロ減少・少子高齢化社会のさらなる進展を見据え、地域おこし協力隊(以下「隊員」という。)の導入を含めた移住・定住促進に関連する様々な施策が進められています。

この制度をより効果的に運用し、適切な人材の確保及びその定着を図るため、隊員の活動支援団体を募集し、自発的な支援事業を実施することにより、隊員、支援団体、市がバランス良く連携したサポート体制を充実させ、移住・定住施策に加えて地域活性化の進展を図るものです。

なお、本募集要領に記載している事項は、「地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年総行応台 38 号)」に基づき、「角田市地域おこし協力隊員設置要綱(令和 2 年角田市告示第 56 号)」により定められたものとなります。

## 2. 角田市地域おこし協力隊の制度について

角田市地域おこし協力隊の制度は、都市地域から角田市に住民票を移動して生活の拠点を移そうとする希望者を、市長が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、角田市内への定住・定着を図る取組みです。

隊員は、角田市内に居住して、次に掲げる「地域協力活動」を行います。

### 「地域協力活動」の事例

(1) 地域の情報発信等に関する活動
(2) グリーン・ツーリズムに関する活動
(3) 地域資源を活用した商品の開発及び地域観光振興に関する活動
(4) コミュニティ活動及び地域イベントに関する活動
(5) 農林業の振興に関する活動
(6) 地域間交流及び移住促進に関する活動
(7) 地域スポーツの振興に関する活動
(8) その他市長が必要と認める活動

## 3. 角田市地域おこし協力隊活動支援団体について

角田市地域おこし協力隊活動支援団体とは、角田市内に事務所等を有し、地域振興、地域活性化等に関する活動に前向きな法人又は任意の団体で、次の要件を満たしている団体をいいます。

(1) 隊員を受け入れ、その支援ができる体制が整っていること。
(2) 市内に本社及び主たる事務所を有し、地域に根差した事業を展開していること。
(3) 市税等の滞納がないこと。

- |                                     |
|-------------------------------------|
| (4) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団員等」でないこと。 |
| (5) 角田市と円滑に連携が取れること。                |
| (6) 各種法令に違反していないこと。                 |

#### 4. 地域おこし協力隊活動支援事業について

活動支援団体は、隊員を受け入れながら「地域協力活動(事例参照)」を行うため、「活動支援事業企画提案書」に記載した内容に沿って地域おこし協力隊の受入・支援を行います。また、次に掲げる事項は、活動支援団体が責任を持って取り組むものとします。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 隊員の住居を確保すること。                 |
| (2) 隊員の年間活動計画(スケジュール)の策定に関すること。   |
| (3) 隊員の活動の調整、指導に関すること。            |
| (4) 隊員の活動実績の取りまとめ及び広報・情報発信に関すること。 |
| (5) 隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関すること。  |
| (6) その他隊員の活動の円滑な運営に関すること。         |

#### 5. 活動支援団体の選定及び登録

活動支援団体を希望する団体は、『活動支援団体登録申請書』を市長に提出するものとします。

登録申請書等の内容を基に面談及び審査を行い、市長が適当と認めた団体は「角田市地域おこし協力隊の活動支援団体」として登録されるものとします。

また、期限は登録のあった年の年度末とし、次年度以降も引き続き活動支援団体として登録する場合は年度毎に『活動支援団体登録申請書』を市長に提出するものとします。

なお、当該団体が求める人材を隊員候補者として角田市が募集します。

#### 6. 隊員の取扱

隊員の応募があった場合は、活動支援団体立会いの下に面接等を経て採否を決定します。採用となった場合、活動支援団体は隊員と雇用契約を締結し、市長が地域おこし協力隊として委嘱した日から地域協力活動を開始するものとします。隊員の活動拠点は、活動支援団体の事務所を中心として活動します。

なお、活動支援団体の受入隊員数は、当該年度において1名までとし、常時2名を上限とします。

#### 7. 活動支援事業の経費

隊員の活動に要する経費については、角田市地域おこし協力隊活動支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金が活用できます。

補助金は、総額 550 万円を上限とし、うち報償費(人件費)350 万円、活動費 200 万円となります。

項目	内容	上限額
報償費等（人件費）	月額 291,000 円以上	3,500,000 円
活動費（限度額 2,000,000 円）		
1. 隊員管理費（活動の調整、指導及び生活支援等に要する経費）		活動費総額の 20%以内
2. 住宅の借上費 ※敷金・礼金を含む		600,000 円以内
3. 車両の借上費 ※1 台分		480,000 円以内
4. その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隊員の健康保険等福利厚生に要する経費</li> <li>・活動旅費等移動に要する経費</li> <li>・車両の燃料費 ※1 台分</li> <li>・保険（傷害保険、自動車保険等）への加入等の経費</li> <li>・パソコン及び周辺機器借上費 ※1 台分</li> <li>・スマートフォン借上費</li> <li>・作業道具、消耗品等に要する経費（修繕費含む）</li> <li>・関係者間の調整・意見交換等に要する事務的な経費</li> <li>・隊員の研修受講に要する経費</li> <li>・定住に向けて必要な研修・資格取得等に要する経費</li> <li>・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費</li> <li>・外部アドバイザーの招へいに要する経費</li> <li>・その他活動に要する諸経費</li> </ul>	活動費の限度額 2,000,000 円から「1. 隊員管理費」、「2. 住宅の借上費」及び「3. 車両の借上費」に係る見積額を差し引いて得た金額以内 ただし、隊員の活動期間が年度の途中の場合は、月数で按分する。
合計		5,500,000 円以内

※表中の上限額は、消費税及び地方消費税を含む金額です。

## 8. 隊員の活動時間及び報償費等

隊員の1週間の活動日数は5日間とし、1週間の活動時間は38時間45分以内を基本としますが、詳細は労働基準法に抵触するがないように、活動支援団体が割り振るものとします。時間外勤務や深夜手当等が発生する場合は、確実に隊員へ支給するよう対応願います。

隊員へ支払う報償費（人件費）は、月額 291,000 円以上とし、補助対象額は年間 350 万円が上限となります。ただし、隊員を年度の途中から採用した場合はすべての経費を月割とします。

活動時間以外の時間帯での副業などの制限はありませんが、市へ必ず事前にご相談ください。

## 9. 隊員の任期

隊員の任期は、採用(委嘱)の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、隊員が活動した内容によって年度更新により最長3年まで委嘱します。年度末頃に隊員の活動を角田市と活動支援団体により評価し、翌年以降の更新を決定します。

## 10. 隊員の募集期間

隊員の募集期間は令和8年9月30日(水)までとし、採用時期は年度内とします。

募集期間以降に応募があった場合は、翌年度の採用で調整を行うこととします。

## 11. 登録申請書の提出

活動支援団体の登録を希望する団体は、登録申請書に以下に示す添付書類を添えて提出してください。

(1) 添付書類

- ア. 活動支援団体登録申請書
- イ. 活動支援事業企画提案書(※隊員ごとに提出)
- ウ. 団体概要書(前回提出後より、変更がない場合は不要)
- エ. 定款、規約、会則又はこれらに類する書類(前回提出後より、変更がない場合は不要)
- オ. 市税の滞納がない旨を証明する書類(市の窓口で発行される直近のもの)
- カ. その他参考となる書類等(任意)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年2月6日(金) 1次募集締め切り

※締め切り後も隨時登録申請書は受け付けます。

(4) 提出先 角田市役所 総務部まちづくり推進課

電話 63-2112 Mail:[machidukuri@city.kakuda.lg.jp](mailto:machidukuri@city.kakuda.lg.jp)

## 12. 活動支援団体の処分

活動支援団体が以下の項目に該当した場合、登録抹消及び次年度以降の応募停止処分となります。

ただし、活動中の隊員が在籍する場合、期限までは活動支援団体を継続するものとし、その後の隊員の処遇については市、団体及び隊員で協議するものとします。

- |   |
|---|
| (1)活動支援団体の登録中に2名以上の隊員が正当な理由なく任期途中で退任した場合      |
| (2)3. 角田市地域おこし協力隊活動支援団体についてに記載されている要件に合致しない場合 |
| (3)4. 地域おこし協力隊活動支援事業についてに記載されている支援を怠った場合      |
| (4)その他市長が活動支援団体として不適切と認める場合                   |

### 13. 活動支援団体の処分解除

活動支援団体から処分解除の申し出があった場合、以下の全ての項目に該当した場合に限り、処分を解除するものとします。

- |   |
|---|
| (1) 隊員が途中退任した原因を究明し、改善報告書を作成及び提出すること。               |
| (2) 本要領『3. 角田市地域おこし協力隊活動支援団体について』に記載の要件を全て満たしていること。 |
| (3) その他市長が活動支援団体として適切と認める場合。                        |